

ルトキニテスル件

說明 代録員 (三) 新后清 一

本規定ハ其程度 幸條ノ勲章ノ影響ニ依リ制定セラレタルモノニテ
其ノ理由ハ認めルニ甚ク系文漫然トシテ明ナラス從テ適用ヲ難ク
ニカ包ニミテ要法タルノ危険ヲ有シ合法的ニ改正ヲ要ストルハ、
本案通り可決

第六節 議案

健康保償法中業務ニ起因スル傷病 療養ニシテ業務至令規
則担ハスルコトニ改正方是第ニ建議ノ條

說明代録員 (三) 田 房隆 一附

若ク海軍ニ於ケル健康保償法ニ付テハ本年七月後奉官費是卷
ヲ以テ海軍ニ在ル業務員傷病ノ健康保償ニ依リ年々ナクニシテ

コトヲ規定セサレタ以上止ムヲ後ナク幸テアルノ業務上負傷ニ對シテハ
向テ當局カ全責任ヲ負ノカ否然テアルトテテリテ又復全責任
ニ故障アルハ為總事業主カ修養スル如ク現立ノ労働者ノ業務上ニ於
ケル疾病 療養ヲ為局ニ負担スル様ニテ願度ト存シ又保下
健康保償法ハ海軍者ヲ修養ト出来テハ其保償局迄擴張シテ費
ヒタイト思ヒス、…… 說明 本案 可決

第七節 議案

解僱ニ際シテ勤續加給ヲ支給セラレタリ件

說明 代録員 (三) 岡 村 白 治

一 勞規則第六十八條ニ職工中勤務獎勵並行方ハルモノナル事
第六項ニ依リ毎年十二月ニ於テ加給ヲ支給ストリテ又十八條ノ一項ニ
九ノ如ク各弊ノ一疾病ノ場合ハ本年終ノ各項ヲ除キ加給十日以内ヲ